新　旧　対　照　表

【　森林整備保全事業ＩＣＴ活用工事（法面工）積算要領　】

改　正　後	現　行	備　考
森林整備保全事業ＩＣＴ活用工事（法面工）積算要領 １．適用範囲 本要領は、３次元設計データを活用した法面工【削除】に適用する。 【削除】 ２．適用工種 ＩＣＴ活用工事の対象は、「森林整備保全事業ＩＣＴ活用工事（法面工）実施要領」４に示すものとする。 【削除】 【削除】	森林整備保全事業ＩＣＴ活用工事（法面工）積算要領 １．適用範囲 本資料は、３次元設計データを活用した法面工、及び３次元マシンガイダンス技術及び３次元マシンコントロール技術を搭載したバックホウを用いて行う法面整形工（以下、「法面整形工（ＩＣＴ）」という。）に適用する。 １工事当たりの土工作業の取扱い土量が1,000m3以上の法面整形の積算に当たっては、森林整備保全事業における施工パッケージ型積算基準により行うこととする。 １工事当たりの土工作業の取扱い土量が1,000m3未満の積算に当たっては、本要領によるものとする。 ※土工量1,000m3未満とは、盛土量及び切土量を合算した数量をいう。 ２．適用工種 ・法面整形（切土部）及び法面整形（盛土部） ・モルタル吹付 ・コンクリート吹付 ・機械播種施工による植生工（植生基材吹付，客土吹付，種子散布） ・人力施工による植生工（植生マット，植生シート，植生筋，　筋芝，張芝） ・法枠工 ・落石雪害防止工 ３．機械経費（法面整形工） ３－１　機械経費 作業土工（ＩＣＴ）の積算で使用するＩＣＴ建設機械の機械経費は、以下のとおりとする。 なお、損料については、最新の「建設機械等損料算定表」、賃料については、「森林整備保全事業設計積算要領等の細部取り扱い」により算定するによるものとする。 ・作業土工（法面整形）（ＩＣＴ） ＩＣＴ建設機械名 / 規格 / 機械経費 / 備考 バックホウ（クローラ型） / 後方超小旋回型・超低騒音型、排出ガス対策型（第３次基準値）、山積0.45m3（平積0.35m3） / 損料にて計上 / ＩＣＴ建設機械経費加算額は別途計上 ３－２　ＩＣＴ建設機械経費加算額 ３－２－１　損料加算額 ＩＣＴ建設機械経費損料加算額は、建設機械に取り付ける各種機器及び地上の基準局・管理局の賃貸費用とし、３－１機械経費のうち損料にて計上するＩＣＴ建設機械に適用する。 なお、加算額は、以下のとおりとする。 （１）法面整形工（ＩＣＴ） 対象建設機械：バックホウ 損料加算額：5,470円／日 ３－３　システム初期費 ＩＣＴ建設機械による施工を実施するための現場通信精度確認、ローカライゼーション、ＩＣＴ建設機械精度確認等、ＩＣＴ建設機械による施工を行うための必要な初期設定に係る費用及び賃貸業者が行う施工業者への取扱説明に要する費用など、貸出しに要する全ての費用につ	

新　旧　対　照　表

【　森林整備保全事業ＩＣＴ活用工事（法面工）積算要領　】

改　正　後	現　行	備　考
３．３次元起工測量・３次元設計データの作成費用 ３次元起工測量及び３次元設計データの作成費用については、当初設計には計上しないものとする。 ただし、工事の実施に当たり、３次元起工測量・３次元設計データの作成（修正を含む。）が必要となる場合は、以下のとおり計上する。 **３―１　費用の計上方法** 共通仮設費の技術管理費に計上するものとし、必要額を適正に積み上げるものとする。また、当該費用は間接費を含む額とし、現場管理費や一般管理費等の対象額に含めないこととする。そのほか、下記の費用に関しては、間接工事費に含まれることから別途計上の対象とならない。 ・３次元起工測量 基準点等の設置（従来の起工測量に含まれるもの） ・３次元設計データ作成 設計図書の照査に関する作業 その他協議図面作成に関する作業 完成図書作成に関する作業 **３－２　見積書の提出** 受注者は発注者からの依頼に基づき、見積書を提出するものとし、発注者は費用の妥当性を確認した上で設計変更の対象とする。 **３―３　費用を計上しない場合** 以下のいずれかに該当する場合は、当該費用を計上しない。 ・受注者から見積書の提出がない場合 ・前工事又は設計段階で作成された３次元設計データを活用する場合 ・発注者が貸与した３次元設計データを活用する場合	いては、ＩＣＴ建設機械経費損料加算額に含んでいる。 ４．３次元起工測量・３次元設計データの作成費用 ３次元起工測量・３次元設計データの作成を必要とする場合は、共通仮設費の技術管理費に計上するものとし、見積り等を活用し必要額を適正に積み上げるものとする。また、当該費用は間接費を含む額とし、現場管理費や一般管理費等の対象額に含めないこととする。そのほか、下記の費用に関しては、間接工事費に含まれることから別途計上の対象とならない。 ・３次元起工測量 基準点等の設置（従来の起工測量に含まれるもの） ・３次元設計データ作成 設計図書の照査に関する作業 その他協議図面作成に関する作業 完成図書作成に関する作業 費用の計上について、受注者は発注者からの依頼に基づき、見積書を提出するものとし、発注者は費用の妥当性を確認した上で設計変更の対象とし、受注者から見積りの提出がない場合は、「３次元起工測量・３次元設計データの作成費用」は計上しないものとする。 また、前工事及び設計段階での３次元設計データを活用した場合、発注者が貸与する３次元設計データを活用した場合は、費用計上しないものとする。 なお、「３次元起工測量・３次元設計データの作成費用」については、当初設計では計上しない。	
４．３次元出来形管理・３次元データ納品の費用、外注経費等の費用 （１）出来形管理の計測範囲において、面的に座標を取得し、ソフトウェア上で面の法長・高さ等の出来形管理を実施し、工事検査前の工事竣工段階の目的物について点群データを取得し、３次元データ納品を行った場合、標記費用の対象とする。 費用の計上方法については、受注者より提出された見積書により費用の妥当性を確認することとし、官積による算出方法については、共通仮設費率、現場管理費率に以下の補正係数を乗じるものとする。【削除】 なお、受注者は、発注者からの依頼に基づき、見積書を提出するものとする。 また、受注者から見積書の提出がない場合は、３次元出来形管理・３次元データ納品の費用、外注経費等の費用は計上しないものとする。ただし、法面工（ＩＣＴ）と同時に実施する土工（ＩＣＴ）において補正係数を乗じる場合は適用しない。 ・共通仮設費率補正係数　：　1.2 ・現場管理費率補正係数　：　1.1 上記経費の対象となる出来形管理は、以下の１）～４）とし、それ以外の、森林整備保全事業ＩＣＴ活用工事（法面工）実施要領に示された、出来形管理の経費は、補正係数を	５．３次元出来形管理・３次元データ納品の費用、外注経費等の費用 （１）出来形管理の計測範囲において、面的に座標を取得し、ソフトウェア上で面の法長・高さ等の出来形管理を実施し、工事検査前の工事竣工段階の目的物について点群データを取得し、３次元データ納品を行った場合、標記費用の対象とする。 費用の計上方法については、受注者より提出された見積りにより費用の妥当性を確認することとし、官積による算出方法については、共通仮設費率、現場管理費率に以下の補正係数を乗じるものとする。ただし、法面工（ＩＣＴ）と同時に実施する土工（ＩＣＴ）において補正係数を乗じる場合は適用しない。 なお、受注者は、発注者からの依頼に基づき、見積書を提出するものとする。 また、受注者から見積りの提出がない場合は、３次元出来形管理・３次元データ納品の費用、外注経費等の費用は計上しないものとする。【追加】 ・共通仮設費率補正係数　：　1.2 ・現場管理費率補正係数　：　1.1 上記経費の対象となる出来形管理は、以下の１）～５）とし、それ以外の、森林整備保全事業ＩＣＴ活用工事（法面工）実施要領に示された、出来形管理の経費は、補正係数を	

新　旧　対　照　表

【　森林整備保全事業ＩＣＴ活用工事（法面工）積算要領　】

改　正　後	現　行	備　考
乗じない共通仮設費率及び現場管理費率に含まれるため、別途計上は行わない。 １）～４）【省略】 【削除】 （２）【省略】 ５．施工箇所が点在するＩＣＴ活用工事の積算について 施工箇所が点在する工事に該当する場合は、森林整備保全事業設計積算要領の制定について（平成12年３月31日付け12林野計第138号林野庁長官通知）「第６　請負工事費の積算基準」及び森林整備保全事業設計積算要領等の細部取扱いについて「３　施工地域が点在する工事の間接工事費の積算」により積算するものとする。	乗じない共通仮設費率及び現場管理費率に含まれる【追加】。 １）～４）【省略】 ５）上記１）～４）に類似する３次元計測技術を用いた出来形管理 （２）【省略】 【追加】	